

標準様式第 2 号（第 8 条関係）

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和 7 年 7 月 2 9 日

足立区長 近藤 弥生

※ 「足立区地域包括支援センター」は、固有名称等を除き、以下文中において「ホウカツ」と表記する。

1 業務概要

（1）業務名

足立区地域包括支援センター事業業務委託

（2）業務目的

- ① 高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。
- ② 高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

（3）業務内容

目的を達成するために、以下の業務を行う。

業務の詳細については、別添の令和 7 年度足立区地域包括支援センター事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）を必ず参照すること。なお、提案書特定後に仕様等について協議をする場合がある。

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業
- ⑤ 在宅医療・介護連携推進事業
- ⑥ 生活支援体制整備事業
- ⑦ 一般介護予防事業
- ⑧ 認知症総合支援事業
- ⑨ 地域ケア会議推進事業
- ⑩ 家族介護者支援事業
- ⑪ 寄り添い支援活動事業（絆のあんしんネットワーク）

（4）履行場所等

ア 担当地域

足立区扇、興野、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町

イ 担当地域の高齢者人口

7, 0 0 5 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）

ウ 履行場所

先述アの地域にあり、仕様書に掲げる要件を満たす場所に設置するものとする。

（5）人員の配置

ア 受託者は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生労働省令第 3 6 号）1 4 0 条の 6 6 に基づき、委託事業の実施には原則として次の①～③に掲げる 3 職種の職員（準ずる者を含む）が当たることとする。また、必要に応じて④及び⑤に該当する職員を配置することができる。

- ① 社会福祉士等 1人以上
- ② 保健師等 1人以上
- ③ 主任介護支援専門員 1人以上
- ④ ①～③以外で受託事業を行うことができるもの（介護支援専門員等）
- ⑤ 事務職員

イ 配置にあたっては、国の人員配置基準及び足立区の高齢者人口等を基に足立区が算定した人員配置基準を目安に、業務体制を構築すること。上記①～③で示された全ての職種において、専任の常勤職員を1人以上配置すること。

ウ 委託者は履行開始日と比較して、受託者が上記①～③に該当する者を、引き続き90日配置していないと認められた場合は、受託者に対して、委託費の減額を請求することができる。

(6) 業務期間

令和8年1月1日から令和9年3月31日まで

※ 履行状況が良好な場合に限り、1年を1単位として最長5回（令和14年3月31日）まで契約を更新することができる。

(7) 業務時間

午前9時から午後5時まで

(8) 休業日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 1月2日から同月3日まで
- ④ 12月29日から同月31日まで

2 提案限度額等

(1) 提案限度額

ホウカツ扇 47,297,000円（非課税）

※ 提案限度額は、配置人数9名（3職種を2名ずつ配置）を想定して算出。

(2) 注意事項

(1) は家賃補助（上限2,400,000円）を含んでいない金額である。家賃がかかる場合は、家賃補助を加えた金額が契約限度額となる。

(3) 最低制限価格

なし

3 受託についての注意

(1) 受託希望の注意点

参加表明書提出後、受託希望先の変更は認めない。

4 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 本提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

ア 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、現年度中に本業務を受託している法人、またはその他足立区長が適当と認める法人。

イ 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。当該資格を有していない場合は、説明書で規定する書類を提出すること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

エ 足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱による指名停止を受けている期間がないこと。

オ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。

カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- (2) 提案書の提出者が、契約締結までの間に上記（1）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。
- (3) 提案書の提出者を選定するための基準
別紙1「提案書提出者選定基準」のとおり。
- (4) 提案書を特定するための評価基準
別紙2「提案書特定基準」のとおり。
なお、提案書特定時、プレゼンテーション等を実施する。

5 手続き等

(1) 担当課

足立区中央本町一丁目17番1号 北館1階
足立区 福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課 地域包括支援センター係
電 話 03-3880-5429（直通）
メール care-s@city.adachi.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所および方法

- ア 交付期間 令和7年7月29日（火）から8月18日（月）午後5時まで
イ 交付場所 5－（1）に同じ。
ウ 交付方法 希望者に直接交付（事前に電話連絡のうえ、来庁すること）
また、各様式を交付するため、直接交付日時までに担当課あてメールすること。説明書交付後、同日中に当該メールへの返信により交付する。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所および方法

- ア 提出期限 令和7年8月19日（火）午後5時まで
イ 提出場所 5－（1）に同じ。
ウ 提出方法 書類持参（詳細は説明書参照のこと）

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所および方法

- ア 提出期限 令和7年11月13日（木）午後5時まで
イ 提出場所 5－（1）に同じ。
ウ 提出方法 書類持参（詳細は説明書参照のこと）

6 事業者選定の手順及びスケジュール

手順	説明	様式	期限
公募	本募集要件を区ホームページに掲載する。また、説明書の交付を行う。	－	令和7年7月29日（火）午前9時から 8月18日（月）午後5時まで
説明書に関する質問	説明書に関する質問をメールで受け付ける。	様式1	令和7年7月29日（火）午前9時から 8月8日（金）午後5時まで
質問回答	質問に対する回答をメールで送付する。	－	令和7年8月13日（水）

令和8年度足立区地域包括支援センター事業業務委託プロポーザル
【足立区地域包括支援センター扇】

参加表明書の提出	参加表明書を提出する。	様式2～3、15	令和7年7月29日(火)午前9時から 8月19日(火)午後5時まで
提案書提出の選定 【第2回選定委員会】	参加表明書の内容及び提案書 提出者選定基準により、提案書 提出を依頼する者を選定する。	—	令和7年10月20日(月)
非選定理由の説明請求 受付	非選定理由の説明請求を書面 で受け付ける。	様式5	選定結果通知に記載の日付の翌日 から起算し7日以内(休日を含まない) ※ 同通知は令和7年10月23日以 降に選定に参加の全ての者へ送付
非選定理由の説明請求 に対する回答	非選定理由の説明請求につ いて、書面で回答する。	—	説明を求めることができる最終日の 翌日から起算して、10日以内(休日 を含まない。)
不服申立て	非選定理由の説明請求に対 する回答を受けた者で、その 回答に不服がある場合は、申 立てることができる。	—	非選定理由の説明請求に対する 回答を受理した日の翌日から起 算して、10日(休日を含まない。) 以内
提案に関する質問	提案に関する質問に限定し、メ ールで受け付ける。	様式6	令和7年10月23日(木)午前9時か ら11月5日(水)午後5時まで
質問回答	質問に対する回答をメールで 送付する。	—	令和7年11月10日(月)
提案書の提出	後述する手順にて提案書を提 出する。	様式7～9	令和7年10月23日(木)午前9時か ら11月13日(木)午後5時まで
提案書の説明会 【第3回選定委員会】	提出した提案書に関するプレ ゼンテーションを実施する。	—	① 令和7年12月9日(火) ② 令和7年12月11日(木)
提案書の特定 【第3回選定委員会】	提案書特定基準により提案書 を特定し、順位及び受託ホウカ ツを決定する。	—	令和7年12月11日(木)
非特定理由の説明請求 受付	非特定理由の説明請求を書面 で受け付ける。	様式13	特定結果通知に記載の日付の翌日 から起算し7日以内(休日を含まない) ※ 同通知は令和7年12月中旬ごろ に提案書を提出した全ての者へ送付
非特定理由の説明請求 に対する回答	非特定理由の説明請求につ いて、書面で回答する。	—	説明を求めることができる最終日の 翌日から起算して、10日(休日を含 まない。)
不服申立て	非特定理由の説明請求に対 する回答を受けた者で、その回 答に不服がある場合は、申立 てることができる。	—	非特定理由の説明請求に対する 回答を受理した日の翌日から起 算して、10日(休日を含まない。) 以内

別紙1「提案書提出者選定基準」

評価項目	評価配分	評価の視点	指標
会社の安全方針	5%	瑕疵に対する責任がとれるか	賠償責任保険の加入の有無
業務執行力	12%	当該業務を遂行するために必要な知識経験を有しているか	参加表明書 地域包括支援センター受託実績
地域精通度	10%	客観的かつ多方面から現状把握しているか	参加表明書 課題論文
業務の理解度・論理性	30%	課題や解決策がハウカツ業務と絡めて論じられているか	参加表明書 課題論文
応募の動機	10%	公的事業を行うことについて、意欲や熱意があるか	参加表明書 課題論文
正確性	13%	文字数は適切か、誤字脱字はないか	参加表明書 課題論文
人員体制	20%	配置予定人員は適切か、法人内での研修や育成方針があるか	参加表明書 人員体制
合計	100%		
区内事業者	+10%	区内に本店(本社)があるか	区内に本店(本社)がある

別紙2「提案書特定基準」

評価項目	評価配分	評価の視点		指標
法人の理念・方針	5%	法人の理念や方針は、地域包括ケアシステムの構築に資するものとなっているか		提案書（ホウカツ運営）
地域包括支援センターの運営	5%	地域包括支援センターの趣旨や役割を十分に理解しているか		提案書（ホウカツ運営）
	5%	担当圏域の地域性を客観的かつ多角的に現状把握し、課題を述べているか		
	5%	設置場所は高齢者が来所しやすい場所か、建物の広さは適切か		
人員体制	10%	配置予定人員は適正か		提案書（人員体制） 労働条件審査シート
	5%	欠員が生じた場合の人員確保の方策は十分か		
	5%	法人の人材育成体制が整っているか		
事業計画	5%	総合相談業務	左記4事業それぞれにおいて、具体的かつ実現可能な計画であるか	提案書（事業計画）
	5%	医療・介護連携推進事業		
	5%	生活支援体制整備事業		
	5%	認知症施策推進事業		
安全管理	5%	事故発生時や緊急時の対応は適切か		提案書（安全管理）
	5%	個人情報の管理は、徹底されているか		
コスト	5%	支出計画は妥当か。従業員の賃金に影響を与えるような、不当に廉価な計画を立てていないか。		支出計画書
プレゼンテーション全体	5%	提案書、プレゼンテーション、質疑応答内容は現実的であるか		提案書、プレゼンテーション、質疑応答
	5%	公的事業を行うことについて、意欲や熱意があるか		提案書、プレゼンテーション、質疑応答
地域包括支援センターの受託実績	7%	足立区で地域包括支援センターの受託実績があるか		参加表明者の状況
	5%	足立区以外で地域包括支援センターの受託実績があるか		参加表明者の状況
その他	3%	その他、特に評価できるものはあるか		法人独自の取り組み等
合計	100%			
区内事業者	+5%	区内に本店(本社)があり、対象業務区域が区内である場合		
	+4%	区内に本店(本社)があり、対象業務区域が区外である場合		
	+3%	区内に支店(支社)があり、対象業務区域が区内である場合		
	+2%	区内に支店(支社)があり、対象業務区域が区外である場合		